

■社会というゲーム■

ほぼ週刊【松村拓也のメルマガジン】第 425 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

425 目次

1. ご挨拶とお誘い
2. ブログより：社会というゲーム
3. 今週の動向+今後の予定
4. 地主の学校・販売中
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

.....

1. ご挨拶とお誘い

先週のご挨拶

5/30(火)~6/1(木)は、先月に続いて再度小樽を訪問してきました。

今回は 89 才になる母を車いすに乗せて連れまわしたので、思わぬバリアフリーツアーの体験となりました。

初日は、エスコンフィールドで観戦した日ハム vs ヤクルト戦で、何と 4 番万波の 2 打席連続本塁打を目撃。

2 日目は、ニッカ余市蒸留所や、小樽運河クルーズなど久しぶりの観光を楽しみ、3 日目は JA さんが運営する 3 つの博物館をご案内いただきました。

旅行のレポートはまた後日に譲りますが、どこに行っても外国からの観光客が過半を占めていたことは間違いありませんでした。

.

帰宅後は、月末にやりそこなった仕事に追われてしまいました。週末は嵐が来たので自宅に引きこもり amazon プライムを眺めていたら、「明け方の若者たち」という映画が目にとまったので調べてみると、なんとカツセマサヒコという新人作家の長編小説デビュー作がいきなり映画化されたとのこと。

僕も恥ずかしながら、年上女性との恋物語に思わずときめいちゃいました。

<http://akegata-movie.com/>

カツセ君は 2011 年に IID 世田谷ものづくり学校で開講した起業マインドサイトの受講生で、様々な議論をした仲なので、早速連絡したところすぐに返事をくれました、これからもよろしく！。

今なら amazon プライムで見放題ですので、是非ともご覧ください。

<https://www.amazon.co.jp/gp/video/detail/B09WL4B3F7/>

スピンオフ・同時進行の『ある夜、彼女は明け方を想う』もどうぞ

<https://www.amazon.co.jp/gp/video/detail/B09PNV8CDV/>

・

今週のお誘い

今週は、あまり外出予定が入っていませんので、笑恵館へのご来訪をお待ちしています。

そして、今週から毎月第2日曜日をいづみ（横浜反町）の活動日と致しますが、10-11日は地域のお祭りに合わせて2階で展示イベントを開催いたします。

松村の滞在は11日のみですが、興味のある方、ご連絡ください。

また、翌週の6/18は、いづみでトークイベントを開催します。

<https://lal-event.peatix.com/>

今後は毎月開催しますので、是非一度いづみにお越しください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. ブログより：社会というゲーム

先日のブログ「憲法を使おう2」の中で、第51条「議員の発言表決の無答責」について触れた時、僕は「失言で足を引っ張り合う議員はもちろんのこと、文藝春秋をはじめとするジャーナリストやその聴視者は全て憲法違反だし、それに付随する行政も、それを放置する司法も同罪だ。」と断じた。

これに対し、ある人から「でも、そんな意見は聞いたことがありません、むしろ憲法の方が間違っているんじゃないんですか？」という質問が飛び出した。

この質問を聞いて、僕は寒気を感じた。

それは僕自身への疑いだ。

普段から口汚い僕が、不適切な発言をして注意されるのは茶飯事だ。

そんな僕だからこそ、「言論の自由」をさらに越えた「発言評決の無答責」に飛びついたのではないかという疑念が頭をよぎった。

・

いきなり話が錯綜してしまったので、少し整理してみよう。

憲法が守ろうとしている自由を、守ろうとしない人が大勢いて、むしろほとんどの人が守ろうとしないとい僕は断言した。

だがこれに対し、誰も守ろうとしないのは、そもそも憲法の目指す自由が間違っているのではないかという問いかけがあった。

もしそうだとすれば、なぜ僕はこの憲法を擁護するのか、それは自分の免責を正当化するために都合だからではないのかと、僕は自身に疑念を抱いた。

そして、この疑念は僕一人にとどまらず、「人は物事の真偽や正誤を自己都合で決めることがある」という普遍的な疑念を想起させる。

僕がこれを看過できないのは、身の回りがいつもこの疑念に満ち溢れていることに気付いたからだ。

・

もう少し具体的に説明してみよう。

例えば「戦争」について、その善悪は必ず当事者の自己都合で語られる。

すべての被害者にしてみれば戦争は悪に決まっているが、被害者を守り救うための戦争は悪とは言い切れない。自由な発言によって傷つけられる側から見れば、その自由には賠償という責任が伴うが、その自由を奪うことで損害が発生するなら自由は擁護されるべきだ。

そもそも自由に責任が伴うことと、自由を擁護するために責任を免ずる（免責）とは、絶対に相いれない相反

関係にあるので、この疑念自体を否定することはできない。

そこで、本件についてもう少し調べてみると、「札幌病院長自殺事件」の判例が見つかった。

・

これは、国家賠償責任と日本国憲法第 51 条の国会議員の発言の免責特権に関して争われた裁判で、1985 年に国会で議員が病院院長の破廉恥行為等を取り上げたところ、翌日当該医師が自殺し、妻が国と議員に対し損害賠償を求めて訴えたが、1997 年に最高裁で棄却された。

事件や訴訟の詳細については省略するが、争点となった憲法の免責特権と国家賠償責任が、まさに先ほど述べた相反関係にあることは興味深い。

ただ最高裁の判断は、原告の夫の死は「国家賠償法」と「憲法が定める免責特権」のいずれにも該当しないという寂しい内容で、「被害者は気の毒だが加害者に罪は認められない」という当事者主義によるものだった。

結局、憲法の定める免責特権の意義についてはもちろんのこと、その是非についても語られることはなかった。

・

もっと条文を正しく読むべきだと、僕は思う。

憲法第 51 条の条文は「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」とあり、免責の対象を「議院で行った演説、討論又は表決」、免責の場を「院外」と定めている。

つまり、「院外」で行ったことは免責されず、「院内」では責任を問われることになる。

院外のインタビューで院内での失言を繰り返せば、その責任からは逃れられず、院内での不適切な発言に対する院内の処分は免れないわけだ。

なのに、自分を含め多くの人がこのルールを知ろうともせず、当事者の思いをぶつけ合うのが現実だ。

その上、そこに多数決が適用されて大勢の思い込みが正義となり、社会の歪み（ゆがみ）が正当化されていく。あたかもルールを無視したスポーツのように、好都合の多数決が欠陥だらけの正義を醸成している気がする。

・

僕の昔のレパトリーに「what game shall we play today（今日は何のゲームをしましょうか）」という曲がある。

Look around you my people,

if you look then you will see, How to love.

Life is paradise, All together, What game shall we play today?

まわりを見てみよう。仲間がいるね。

見てるだけで愛し方もわかっちゃう。

人生は楽園だよ♪ 一緒に何して遊ぶ？

ルールを知れば、社会も楽しいゲームになるよ。

<https://nanoni.co.jp/20230605/>

.....

3. 今週の動向＋今後の予定（下記以外はすべて空いています）

【凡例】◎：要連絡、○：要申込、×：一般参加不可

■今週の動向

(火) 06/06 なのに（各所）作業日

- 会議×：10-11時 RY会議（反町）
 訪問×：18-19時 Sさん宅（世田谷）
- （水）06/07 なのに（各所）作業日
 映画×：13-15時 怪物（新百合ヶ丘）
- （木）06/08 なのに（世田谷）作業日
 会議×：14-15時 会費ペイ（オンライン）
 会議◎：17-19時 笑恵館運営会議_2木（笑恵館）
- （金）06/09 なのに（各所）作業日
- （土）06/10 なのに（各所）作業日
 交流◎：09-17時 よろず相談会_土（笑恵館）
 会議×：12-14時 RYUSENプロジェクト_2土（オンライン）
- （日）06/11 いづみ（横浜）作業日
 会議×：10-12時 100smiles定例会_2日（いづみ）
 交流◎：12-18時 いづみ交流会_2土（いづみ）
- （月）06/12 なのに（各所）作業日
 会議×：10-12時 HFA定例会（恵比寿）
 会議○：19-22時 八島花文化財団評議員会（曳舟）

■今後の予定

- 06/13 会議○：20-21時 LR定例会議_2火（オンライン）
 06/15 交流◎：13-18時 なるほどデイ_3木（笑恵館）
 06/15 交流◎：18-20時 持ち寄り食事会_3木（笑恵館）
 06/15 会議○：20-22時 AR・Qミーティング_3木（オンライン）
 06/16 交流○：20-22時 地主の学校ゼミ（渋谷）
 06/17 交流◎：13-17時 よろず相談会_土（笑恵館）
 06/17 会議○：10-12時 八島花文化財団理事MTG_3土（オンライン）
 06/19 会議○：14-15時 きぬた女子会MTG_3月（笑恵館）
 06/22 会議◎：17-19時 笑恵館運営会議_4木（笑恵館）
 06/24 交流×：18-20時 住人食事会_4土（笑恵館）
 06/25 交流○：10-14時 名栗の森OSC例会_4日（飯能）
 06/27 会議○：20-21時 LR定例会議_4火（オンライン）
 06/08 会議◎：17-19時 笑恵館運営会議_2木（笑恵館）
 07/09 会議×：12-14時 RYUSENプロジェクト_2土（オンライン）
 07/10 会議×：10-12時 100smiles定例会_2日（いづみ）
 07/10 交流◎：12-18時 いづみ交流会_2日（いづみ）

松村の予定はこちらで随時公開しています。

<http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

4. 地主の学校・販売中

拙著【地主の学校】はこちら

<https://www.bungeisha.co.jp/bookinfo/detail/978-4-286-23339-0.jsp>

セミナー、読書会など気軽にご相談ください。

.....

5. アクセスポイント

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携帯 090-9830-3669

自宅：

〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19 笑恵館

<http://shokeikan.com/>

主な所属団体：

株式会社なのに（取締役・平社員）

<http://nanoni.co.jp/>

一般社団法人日本土地資源協会（代表理事）

<http://land-resource.org/>

特手非営利活動法人 HOME-FOR-ALL（事務局長）

<http://www.home-for-all.org/>

一般社団法人地域社会圏研究所（事務局長）

<https://www.localrepubliclabo.com/>

.....

6. このメルマガについて

松村拓也とご縁のあった方に、日々の活動やブログ記事などの情報をほぼ毎週お届けします。

参加希望、ご意見、ご質問など、何でもこのメールに返信してください。

バックナンバーはこちら

<http://nanoni.co.jp/magazine/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://eepurl.com/dHjgFX>

まぐまぐ版はこちら

<https://www.mag2.com/m/0001693746>